

JOYO BANK NEWS LETTER

2024年12月20日

「相続定期預金」の取り扱い開始について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、資産承継のサポートを通じた地域の持続的成長の実現に向けて、相続により引き継がれた大切なご資産を、特別な金利でお預かりする「相続定期預金」の取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行およびめぶきフィナンシャルグループは、「地域とともにあゆむ価値創造グループ」を長期ビジョンに掲げ、今後ともステークホルダーの皆さまの課題に寄り添い、ともにあゆみ解決することで、新たな価値を創り続け地域社会の持続的成長に貢献してまいります。

記

商 品 名	相続定期預金
取り扱い期間	2024年12月23日（月）～2025年9月30日（火）
ご利用 いただける方	金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により引き継がれたご資産を原資として、当行にお預け入れいただける個人のお客さま ※当行以外の金融機関で相続手続きを行い取得されたご資金も対象です。お申し込み時に、「相続手続き完了の時期」「相続人であること」「お預け入れ原資が相続により引き継いだものであること」を確認できる書類のご提出をお願いします。 ※新たにお口座を開設される場合は、原則、ご自宅や勤務先の近隣店舗で口座の開設をお願いしております。お客さまのご住所によりましては、本定期預金のご利用ができない場合があります。
お預け入れ金額	100万円以上（お受け取りになられたご相続財産の範囲内） ※対象のご相続財産は、預貯金・死亡保険金・株式・不動産・金などです。なお、株式・不動産・金などは当該財産の売却資産が対象です。
初回特別金利 （税引前）	6カ月もの：店頭表示金利＋年0.5% ※特別金利は当初6カ月のみ適用となります。自動継続定期の場合、満期日以降の金利は、満期日当日の6カ月物の店頭金利が適用されます。非自動継続定期の場合は、満期後に、あらかじめご指定いただいた普通預金に入金され、普通預金の店頭金利が適用されます。 ※特別金利適用期間中に中途解約された場合、特別金利は適用されず、お預入日から解約日までは、所定の中途解約利率が適用されます。
お預け入れ方法	窓口でのお預け入れに限らせていただきます。 ※ATMやバンキングアプリ・インターネットバンキングでのお預け入れは対象となりません。

*詳細は、店頭のご案内または[こちら](#)をご覧ください。

以上